

唐津市監査委員告示第3号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年6月3日

唐津市監査委員 竹内御木夫

唐津市監査委員 熊本大成

未来創生部定期監査結果報告書

1 監査の対象 未来創生部

2 監査の期間 平成31年 1月10日から
平成31年 4月19日まで

3 監査した委員 竹内御木夫
熊本大成

4 監査の方法 監査に当たっては、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係書類及び諸帳簿について全部又は一部を抽出し、その資料に基づき担当職員から事情を聴取しながら実施した。

5 監査の結果 監査の結果、改善を要する事項、問題点は次のとおりであった。

移住・定住促進課、出会い系応援室

1 出会い創出事業補助金について

標記補助金は、少子化の要因の一端である未婚化又は晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身男女の出会い系を創出するため、出会い系の機会又は交流の場の提供及び結婚を応援するセミナーなどを行う団体を補助対象事業者として交付されるものであるが、提出された実施報告書を確認すると、次のような不適切と思われる支出が確認された。

補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をされたい。

(1) イベント主催者以下の運営スタッフ 18 名に対し、報償費として謝金 78,840 円が支出されていた。当該経費が謝金という名目により報告されているものの、この費用についてはイベントの運営スタッフに対する賃金と言えるものであり、当該支出の適否について補助金の担当課において検証すべきものであると思考する。

なお、前記の謝金の支払において、当該謝金に消費税相当額が加算され支払われているが、これらの運営スタッフは個人事業者ではなく、当然ながら消費税の課税対象者ではないため、消費税相当額を加算し支払うこと自体が不適法であり、補助対象経費とは認められないものである。

(2) イベント実施のためにポスター及びチラシを製作しているが、製作した会社からの領収証の宛名は、イベントを実施した補助対象事業者宛ではなく、補助対象事業者の代表者が経営する事業所宛となっており、同所の銀行口座から送金又は振込みにて支出処理がされていた。そのため、当該事業所から補助対象事業者に対して領収証が発行されていたが、当該領収証においては補助金の実施報告書用として便宜上作成されたものであると言える状況であった。

このほかにも同様の方法による支出が散見されたが、適正な補助対象事業を実施するためには、他の事業と区別し、経理処理すべきである。

2 空き家改修事業補助金について

標記補助金の実績報告において、唐津市空き家改修事業補助金交付要綱第9条に規定する空き家改修事業補助金実績報告書により、当該実績報告書の添付書類として「請求書の写し又は領収書の写し」とあるため、提出された実績報告書に領収書の写しではなく請求書の写しが添えられているものが多数見受けられた。

補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をする必要があるため、補助金額の適正さを担保するうえにおいて、領収書の写しの提示を受ける必要があると思考する。

適正な事務処理となるよう見直しをされたい。

国際交流・地域づくり課、離島振興室

1 がんばる地域応援事業補助金について

標記補助金は、唐津ではぐくまれてきた市民一人ひとりの知恵又は発想を最大限に引き出し、活発なコミュニケーションを通じて地域が自らの選択と責任で個性と魅力あるまちづくりを推進するため、市民力・地域力によるまちづくりを実現する団体を補助対象事業者として交付されるものであるが、提出された実施報告書を確認すると、次のような不適切なものが見受けられた。

補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をされたい。

なお、同様の内容を前回の定期監査において指摘していたが、今回の定期監査においても改善点が見受けられず、極めて遺憾である。

- (1) 支出の根拠となる領収書の写しが添付されていないため、金額、使途等が確認できないにもかかわらず、補助対象経費と認めているものがあった。
- (2) 領収書の写しは添付してあるものの、その使途が記載されておらず、交付決定の内容に適合するか確認できないにもかかわらず、補助対象経費と認めてい るものがあった。
- (3) 宛名が補助対象事業者ではない領収書の写しが添付してあるにもかかわらず、補助対象経費と認めているものがあった。

2 島づくり事業補助金について

標記補助金は、平成 29 年度唐津市島づくり事業補助金交付要綱に基づき、離島の自立的発展を促進するため、離島の特性を活かした活力ある島づくり事業を実施する団体を補助対象事業者として交付されている。

当該補助金交付要綱によると補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とされているが、実績報告書に添付されている決算書の内訳において、「神事

費」を補助対象経費として計上しているものがあった。地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助金等を交付することができ、当然交付の対象となる経費についても公益上必要と認められるものでなければならない。しかしながら、「神事費」は、公益上必要な経費とは言い難く、憲法に定める政教分離の原則からも補助対象経費とすることは適正とは言えない。

また、他の実績報告書においては、支出の根拠となる領収証の写しに使途が記載されていないものや領収印がないものなども見受けられたが、このような証拠書類では、提出された決算書が適正なものであるか確認できず、補助金の交付事務も行うことができないものと思考する。

補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をされたい。

3 市民協働のまちづくり事業交付金実施報告書事務について

標記交付金は、平成29年度唐津市市民協働のまちづくり事業交付金交付要綱に基づき、地域の様々な団体等が地域づくりの方向を共有し、適切な役割のもと連携・協働し、元気で快適な魅力あるまちづくりを推進するため、自主的かつ主体的にまちづくりの事業を実施する団体を補助対象事業者として交付されるものであるが、提出された実施報告書を確認すると、支出先の相手方が適正に発行したものか判別できない領収証が散見された。

近年、補助金等の不正受給等が補助対象事業者の関係者間でも問題となっている事例が相次いでおり、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をされたい。

また、同交付金の交付を受け、安全安心な地域づくり活動事業として地域の危険箇所に防護柵を設置する工事が施工されていたが、施工箇所の所有者（今回の

場合は、河川護岸を管理する都市整備部）の許可を受けておらず、交付金の事業主体の主導により工事が完了していた。このような場合において、土地の所有者等の許可を受けずに事業を実施することは、トラブルの要因になることはもちろんのこと、設置箇所によっては原形復旧等を行う必要が生じる場合も考えられる。特に工事を行う場合の交付金の審査においては、土地の形状変更に関する使用等の協議が適正に行われているかなど、必要な確認を怠ることがないよう細心の注意を払われたい。

4 市民交流プラザ施設利用に関する事務処理について

標記施設の会議室等の利用に当たっては、唐津市民交流プラザ条例第4条の規定により市長の許可を受けなければならず、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様であり、また、同条例第6条の規定により許可を受けたものは、使用料を前納しなければならないが、施設の利用許可に係る事務処理を確認したところ、利用許可申請があった場合には、国際交流・地域づくり課にて利用許可書を交付し、使用料の調定については、地方自治法第243条に基づく公金の収納事務委託契約を締結している者からの収納金月計報告書を受けて行っているとのことであった。しかしながら、歳入の調定は、その収入に対する請求権が生じたとき、すなわち収入の発生原因となった事実が生じたとき、その都度直ちに行わなければならないとされているため、利用許可時において、調定を行うべきであったと思考する。

このように、利用許可時に調定を行わず、収納金月計報告書を受けて調定しているため、決算書上では調定額と収納額が一致していることとなっているが、調定の遅延や脱漏により、収入の遅延や未収が生じるおそれもあるため、適切な時期に調定する必要があることは言うまでもない。

また、利用許可日から利用日当日までに、利用者の都合によりキャンセルされているケースが散見されるが、使用料が未納入である場合、利用許可を取消していないにも係わらず、使用料を徴収しない取扱いをしていた。前述のとおり使用料は前納しなければならず、かつ、唐津市民交流プラザ条例第8条では既納の使

用料は返還しないと規定されていることから、使用料を返還する場合は勿論のこと、使用料が未納入である場合においても、既利用許可について適正な取消し手続を経た上で決定すべきである。

条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

文化振興課

1 旧大島邸入館者の南城内駐車場利用に係る減免措置について

南城内駐車場については、旧大島邸の復原工事にあわせ整備を行い、所管が財産管理課から文化振興課となっている。文化振興課は、南城内駐車場のほかに旧高取邸の駐車場を管理しているが、当該駐車場は唐津市旧高取邸条例において、展示施設を観覧した者に係る使用料を1時間以内は無料とし、1時間を超えて駐車する場合は、駐車した時間から1時間を控除するとしており、南城内駐車場使用料においても、旧大島邸の開館に伴い副市長決裁により、唐津市駐車場条例第6条第2号の市長が特に認める場合を適用し、入館者へのサービスとして、旧高取邸駐車場と同様の取扱いを減免にて行っていた。

しかしながら、南城内駐車場は旧大島邸の専用施設としての駐車場ではなく、駐車場法に規定する路外駐車場で、その設置目的は公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することであり、旧大島邸入館者という特定のものの利便に資するものではないため、旧高取邸駐車場と同様の取扱いはできなかつた。また、使用料を無料とすることは条例でこれを定める必要があるため、減免により使用料を無料とすることはできず、不適切な処理となっていた。

今後は、条例等の規定に基づき適正な事務処理をされたい。

2 旧大島邸における釣銭の管理について

旧大島邸の使用料については、当該施設が直営施設であるため会計課よりあらかじめ釣銭用現金51,000円の交付を受け、現金領収帳にて使用料を収納しており、平成29年12月5日に収納した使用料2,625円を時間外に釣銭とともに金庫へ保管し、12月7日に市金庫へ入金する際に誤って2,675円入金したため、釣銭に差額50円の不足を生じさせていたが、平成30年1月11日まで係員、係長及び課長のいずれも把握しておらず、1か月以上にわたり釣銭不足が生じていた。

言うまでもなく、随意契約事務、公金等取扱事務及び口座振込手続き事務における適正な事務の執行について（平成23年2月7日付け企画政策課長通知）により、毎日、金庫保管の現金の現在高を確認するとともに、当該通知により示さ

れた釣銭受払簿に決裁し、業務に使用する釣銭を金庫から取り出し、終業時に金庫へ現金を事故なく保管する必要がある。

しかしながら、文化振興課においては、現金を確認し記載しなければならない釣銭受払簿の受領及び返還の期日及び金額をあらかじめ印字しており、日々の現金残高の確認を正確に行っておらず、前述の期間にあっては公金が一時的に不足しているにもかかわらず、金庫保管の釣銭が 51,000 円現存するものとして、漫然と決裁し続けていたという事務処理については、極めて遺憾であり、公金に対する認識が欠如していると言わざるを得ない。

適正かつ適切な事務処理をされたい。

3 唐津市文化連盟等補助金について

市民の文化に対する意識の高揚と、地域文化の活性化を図るために活動を行っている各地区の文化団体に対して唐津市文化連盟等補助金交付要綱に基づき、文化振興課及び市民センター産業課において合併後 10 年以上にわたり運営費補助として定額の補助金を交付しているが、各団体から提出された補助金事業実績報告に添付されている決算書を確認すると、どの団体も一定の繰越金が生じている状況である。

そもそも運営費補助金は、補助基準が曖昧になる傾向があり、特定の団体に対し長期にわたって毎年度補助金が支出され続けるなど、補助金が既得権化する場合がある。補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に事業を行わなければならぬことに留意し、補助金の目的及び対象をより明確にするためにも、運営が安定した団体に対しては、各団体が行う文化事業に対する補助へと移行すべきであると思考する。

4 電気事業用電柱敷に係る行政財産使用料について

電気事業者より本柱 3 本、支線 1 本の電気事業用電柱敷として唐津市相知交流文化センター用地の行政財産目的外使用申請が提出され、許可されている。電柱敷に係る行政財産使用料については、唐津市公有財産規則第 27 条において準用

する同規則第 30 条の規定による普通財産の貸付料の唐津市道路占用条例の規定により算出した額とされており、同条例では、電柱 1 本につき 1 年当たり 1,200 円、その他の柱類 1 本につき 1 年当たり 67 円、また、占用料の納付額が 100 円に満たないときは、100 円とするとなっているため、唐津市相知交流文化センター用地における本柱 3 本、支線 1 本の使用料を計算すると 3,700 円となるが、許可に係る起案の中で、支線 1 本の取扱いを「佐賀県道路関係例規集に準じ、本柱 1 本の貸付料に含むものとする」として、本柱 3 本分の使用料 3,600 円のみ徴収されていた。

しかしながら、そもそも市道と県道とではその管理、規定も異なるため、佐賀県道路関係例規集に準じることはできず、不適切な事務処理となっていた。

このほか電柱敷に係る使用料については、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について（昭和 42 年 11 月 13 日付け建設省道政発第 90 号道路局長通達）に準じて占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱は占用料を徴収しないとする事務処理を行うなど全庁的に統一されていない状況であるため、統一した基準を定めるなど適切に処理されたい。

5 契約書の省略について

南城内駐車場管理業務及び南城内駐車場機器保守点検業務の委託において、当初、実施伺には契約書案及び仕様書案を添付し決裁を受けているにもかかわらず、契約締結時点では、契約書が請書に変更され、仕様書も省略されていた。

唐津市財務規則第 107 条の規定により、契約金額が 50 万円を超えない契約を行う場合は、契約書の作成を省略し、同規則で定める請書を提出させることができるとされているが、当該業務は、その性質上業務内容を細かく指示しなければならないため、実施伺時点において契約書案及び仕様書案を作成していたものである。契約事務の過程を確認すると、見積依頼書において仕様書案を相手方に示し、見積書の提出を受けてはいるが、このことによって契約締結時の契約内容確認の合意が不要となることにはならない。適正な契約の履行を確保するためには、契約締結時において、委託者と受託者の間で契約内容の詳細な確認を行う必要があり、契約金額のみをもって請書による契約を行うのではなく、50 万円を超

ない契約を行う場合にあっても、業務内容に応じ契約書及び仕様書を作成し契約事務を行うよう努められたい。

スポーツ振興課

1 平成 29 年度県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金について

標記奨励金は、唐津市民のスポーツ及び文化における向上心を育み、スポーツ及び文化の振興を図るため、唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金交付要綱に基づき県外のスポーツ及び文化芸術大会に出場する者に対し交付されているものである。同要綱第 6 条において、奨励金の交付を受けようとする者は市長に対し申請書を提出しなければならないと規定されているが、第 1 号様式に規定する奨励金交付申請書において、申請者は「代表者」となっているため、実際の申請は、クラブの監督、保護者の代表、校長等で奨励金の交付を受けない者が行っているものが見受けられた。

本来、スポーツ及び文化の振興を奨励するため県外のスポーツ及び文化芸術大会に出場する者に対し交付する奨励金であるので、その申請についても奨励金の交付を受ける個人であると思われるが、申請に係る負担の軽減又は事務の効率化を図るために出場チームごとの申請を行うのであれば、申請できる代表者について規定の整備が必要であると思考する。

2 委託業務の業務等完了報告書等に係る決裁区分について

平成 29 年度第 10 回唐津市民種目別スポーツ大会運営業務 2,049,000 円の契約事務において、業務完了後、受注者から提出された業務等完了報告書及び監督・検査・確認報告書（工事外）について、課長までの回覧にて処理されていた。

同処理区分については、唐津市事務決裁規程別表第 2 において、1 件 100 万円以上は部長専決と規定されているため、同規程に沿った適正な事務処理をされたい。

なお、第 45 回唐津地区市民体育祭運営業務（契約金額 1,080,000 円）、平成 29 年度唐津市立学校体育施設等の開放に伴う施設管理業務（契約金額 4,341,600 円）についても同様の指摘である。

3 体育の森公園内の占用許可申請に係る事務処理について

都市公園法の適用を受ける体育の森公園内に公園施設以外の施設等を設置し、占用しようとするときは、同法第6条の規定により唐津市都市公園条例で定める事項を記載した申請書を提出し、公園管理者（市長）の許可を受けなければならぬ。また、その占用に係る使用料の減免を受けようとする者から同条例施行規則第15条に規定する減免申請書の提出があった場合において、市長は減免を決定したときは、減免決定通知書を交付することとなっているが、次のような不適切なものが見受けられた。今後は、法令等に沿った適切な事務処理をされたい。

(1) 標記公園内に設置している唐津市ゲートボール協会の用具倉庫について、同協会から公園占用許可申請書及び公園使用料減免申請書が提出され、公園占用許可証は交付されていたものの、公園使用料減免決定通知書は交付されていなかった。

(2) 標記公園内に設置している公衆電話室2基等について、電気通信事業者から公園占用許可申請書が提出され許可されていたが、公園占用許可証内の根拠条文が「都市公園法第6条及び唐津市都市公園条例第10条第2項による」となるべきところが「都市公園法第六条及び唐津市都市公園条例第12条による」となっていた。

なお、有線テレビ配線に伴う共架電線についても同様の指摘である。

4 夜間照明施設使用料の減免措置について

夜間照明施設使用料については、唐津市体育施設条例施行規則第5条第3項本文及び唐津市都市公園条例施行規則第14条第2項本文の規定により減免しないこととされ、それぞれただし書により市長が特に認める場合に限り減免できることとなっている。部活動以外の少年少女スポーツクラブが体育施設を利用する場合には、指導者の勤務時間終了後であること、また、複数の団体で時間を調整しながら利用しなければならないことから、活動開始が日没以降になることが多数であるため、市内の中学生以下である団体が練習等において夜間照明施設を利用する場合には、毎年度、副市長決裁により、当該ただし書に規定する市長が特に認める場合を適用し、1団体につき週2回、1回当たり2時間を限度として使用

料を免除していた。

しかしながら、当該ただし書の市長が特に認める場合に限り減免できるとする規定は、夜間照明施設使用料は減免しないとする規定の例外であり、このように、毎年度同一の内容により制度として実施する場合には、規定を整備するなど適切な事務処理をされたい。

5 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿において、平成 29 年度末時点での集計と切手の保有枚数は合致していたものの、年度途中においては払出をしながらも保有枚数が変更されていない、逆に払出をしていないにもかかわらず保有枚数が減少しているもの、日々の保有枚数に係る集計金額の計算自体が誤っているものなどが多数見受けられた。また、切手の受払状況を確認する決裁等もなかつたため担当課に確認したところ、日々の枚数等の確認は特には行っておらず、年度間の繰越処理も行っていないとのことだった。その結果、切手の種類と件名を記入すれば誰でも切手を使用することができる状況であり、切手の管理及び事務処理自体が極めて不適切なものとなっていた。

郵便切手の取扱いに当たっては、換金等が容易であり現金同様、適切な管理が必要であることは言うまでもないが、そもそも、唐津市文書規程第 38 条の規定により、対外文書の発送は、急を要する場合等を除き文書課長が行うこととなっている。しかしながら、受払簿の件名に記載してある内容を確認する限り、大半は急を要しているとは言い難く、また、年度途中で 20,000 円の切手の受入に対し、平成 29 年度末で 16,160 円の残が生じている状況であり、担当課で切手を管理する必要性自体に疑義が生じる。

今後は、郵便切手の管理に関して、必要性も含めて検討のうえ適正な事務処理をされたい。

厳木市民センター産業・教育課

1 市民協働のまちづくり事業交付金実施報告書事務について

標記交付金は、平成 29 年度唐津市市民協働のまちづくり事業交付金交付要綱に基づき、地域の様々な団体等が地域づくりの方向を共有し、適切な役割のもと連携・協働し、元気で快適な魅力あるまちづくりを推進するため、自主的かつ主体的にまちづくりの事業を実施する団体を対象として交付されるものであるが、厳木地区の地域まちづくり会議が実施した学校に泊まろう「親子ふれあいキャンプ」事業において、提出された実施報告書を確認すると、支出の根拠となる領収書の写しが添付されていなかった。実施報告書の審査に当たっては、領収書等の根拠書類を確認しなければ、提出された決算書が適正なものであるか確認できず、交付金の交付事務も行うことができないものと思考する。

補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をされたい。

相知市民センター産業・教育課

1 相知地区市民文化祭運営業務委託について

市民の文化に対する意識の高揚と文化活動の向上を目的とした相知地区市民文化祭を実施するに当たり、相知地区の文化団体に運営業務を 360,000 円で委託しているが、当団体から提出された業務完了報告書に添付されている相知地区市民文化祭に係る収支決算書を確認すると、決算額は 361,856 円となっており、委託料 360,000 円を超過した 1,856 円については当団体自己資金により支出されていた。

しかしながら、当団体は市より唐津市文化連盟等補助金の交付を受けており、当該補助金の実績報告書に添付されている収支決算書を確認すると、補助対象経費に文化祭事業費として、相知地区市民文化祭運営業務委託料からの超過分である 1,856 円が計上され、補助金の交付を受けていた。

本来、委託事業は、受託者の責めによらない特別の事情がない限りには委託料の範囲内で行うべきであることは言うまでもなく、そもそも経理処理の異なる補助事業の対象経費として計上すること自体、不適切な処理であった。

今後は事業者に対し、適切な指導をされたい。

2 平成 29 年度県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金について

スポーツ及び文化の振興を図るため、県外のスポーツ及び文化芸術大会に出場する者に対し唐津市県外スポーツ及び文化芸術大会出場奨励金交付要綱に基づき奨励金を交付しているが、同要綱第 3 条第 2 項において交付の対象となる者は監督等を除き、唐津市に住民登録し、かつ、居住している者とすると規定されているため、申請書が提出された際には、産業課長から市民福祉課長に対し、対象者の住民登録の確認を依頼していた。

しかしながら、個人情報の取扱いについては、唐津市個人情報保護条例第 7 条第 2 項において、同項各号に規定する場合以外は個人情報を本人以外のものから収集してはならないと規定されているため、当該要綱に規定する交付要件確認のためとはいえ、本人の同意なく住民登録状況の確認はできなかったものと思考す

る。同条例の規定に基づき適正に処理されたい。

なお、鎮西市民センター産業・教育課についても同様の指摘である。

3 行政財産使用料減免に係る適用条項について

唐津市相知天徳の丘運動公園用地において、唐津市社会福祉協議会相知支部より清涼飲料水自動販売機 3 基を設置するため、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの使用期間で、行政財産使用更新許可申請書が提出され、平成 29 年 4 月 1 日付けで行政財産の目的外使用が許可されている。

また、使用料については、許可申請と同時に行政財産使用料の減免の依頼文が提出され、唐津市行政財産使用料条例第 4 条第 1 号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用用又は公益事業の用に供するため使用させるときを適用し免除されていた。しかしながら、唐津市社会福祉協議会は公共団体ではあるものの、自動販売機の設置自体が公用若しくは公用用又は公益事業の用に供するとは言い難く、収益金の一部を高齢者、障がい者、児童等の福祉事業に活用されるものであるため使用料を減免する必要があったにしても、当該規定を適用することは不適切であったと思考する。

同条例に基づいた適切な事務処理をされたい。

北波多市民センター産業・教育課

1 体育施設の利用許可について

体育施設の利用許可については、唐津市体育施設条例第3条の規定に「市長の許可を受けなければならない。」とされており、同条例施行規則第4条の規定により利用許可書を交付することになっているが、申請書の収受処理は行っているものの許可書の交付に係る事務処理は行われていなかった。担当課に確認したところ、許可書は手書きしたものを受け取っているが、公印は押印しておらず、起案処理自体をしていないとのことであり、極めて不適切な事務処理となっていた。

適切な事務処理をされたい。

なお、相知市民センター産業・教育課についても同様の指摘である。

肥前市民センター産業・教育課

1 行政財産使用料減免に係る適用条項について

佐賀県水難救済会が本市所有施設敷地に設置する自動販売機に係る行政財産使用料については、売上金の一部が海難事故で活動するための救済資機材の購入、救助訓練費用、事業運営費等に活用されるものであるため、免除されているところである。唐津市鷹島肥前大橋展望広場敷地における同会からの自動販売機設置に係る行政財産使用更新許可申請書の提出にあわせ、行政財産使用料の減免の依頼文が提出され、使用許可及び使用料の免除が決定されているが、唐津市行政財産使用料条例第4条第1号に規定する国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するため使用させるときを適用し免除されていた。しかしながら、同会は公共的団体ではあるものの、自動販売機の設置自体が公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとは言い難く、売上金の一部が海難事故で活動するための救済資機材の購入、救助訓練費用、事業運営費等に活用されるものであるため使用料を減免する必要があったにしても、当該規定を適用することは不適切であったと思考する。

また、同会への行政財産使用料の免除に係る行政財産使用料条例の根拠規定については、同条例第4条第1号の規定を適用している部署と、同条第4号に規定する特に市長が必要と認めるときを適用している部署と全庁的に統一されていない状況であるため、同条例の規定に基づき統一した事務処理をされたい。

呼子市民センター産業・教育課

1 呼子小学校夜間照明施設利用に係る減免措置について

部活動以外の少年少女スポーツクラブで、市内の中学生以下である団体が練習等において夜間照明施設を利用する場合には、全庁的な取扱いとして、唐津市体育施設条例施行規則第5条第3項ただし書に規定する市長が特に認める場合を適用し、1団体につき週2回、1回当たり2時間を限度として使用料を免除しているところであるが、呼子小学校運動場夜間照明施設を野球練習に利用する町内のスポーツクラブから当該夜間照明施設の週2回を超える利用に係る使用料の減免申請書が提出され、全額免除とする減免決定がなされていた。

1団体につき週2回、1回当たり2時間を限度として使用料を免除することは、全庁的に統一した措置として実施しているものであるため、当該減免措置を超える申請及び決定自体、不適切な処理であったと言わざるを得ない。

担当課に確認したところ、2回を超えた利用分については、後日、夜間照明施設利用券の提出を受け、精算しているとのことだったが、使用料の減免決定に当たっては、対象となる利用許可に係る使用料を特定し行うなど適切な事務処理をされたい。

七山市民センター産業・教育課

1 市民協働のまちづくり事業について

市民協働のまちづくり事業交付金の交付を受けて、七山地区の地域まちづくり会議が実施する地域環境整備事業に伴い、事業実施主体より市が管理する市道及び国道沿いの法面への植栽並びに里道の舗装の実施に係る同意についての市長宛ての依頼文が総務教育課に提出され、同課において收受後、事業実施の了承について決裁し、相手方に了承する旨通知されていた。

しかしながら、唐津市事務分掌規則によると道路及び法定外公共物（里道）の占用及び使用に係る申請等又は相談等の受付に係る事務は、市民センター総務教育課の分掌する事務となっているものの、許可等に係る事務については都市整備部道路河川管理課の分掌する事務であるため、総務教育課において、事業実施主体が行う市管理の市道及び国道沿いの法面への植栽並びに里道の舗装について了承するのは不適切であった。

適切な事務処理をされたい。

2 体育施設等利用関係事務について

体育施設の専用利用に当たっては、唐津市体育施設条例（以下「条例」という。）第3条及び唐津市体育施設条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項の規定により体育施設利用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならず、また、条例第8条の規定により利用についての許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないが、鳴神の丘運動公園の利用に関し条例及び規則の規定と異なる次のような不適切な事務処理があった。今後は、適正に処理されたい。

(1) 平成29年6月16日のテニスコートの利用について、1面1時間の利用として体育施設利用許可申請書の提出を受け、同日付けで体育施設利用許可書が交付されているが、同許可書では使用料が1面2時間で算定され、申請書と許可書において内容に齟齬が生じていた。また、6月18日、8月19日、10月18日、11月17日及び平成30年2月14日申請分においても同様の処理がなされ

ていた。担当課に確認したところ、実際の利用時間は許可書に記載された時間であり、利用実績により許可書に時間を記入したうえで利用者に交付し、その後使用料を徴収しているとのことであった。

- (2) 施設の利用申請及び許可において、規則に定める様式ではなく、申請書と許可書を統合し1枚の様式としたものが使用されており、申請書の収受処理もなく、また、許可書の起案処理がされないまま公印が押印されるという極めて不適切な事務処理となっていた。また、他の体育施設等においても同様の事務処理となっていた。
- (3) 少年野球クラブのグラウンドの利用について、施設の利用申請及び許可並びに使用料の減免申請及び減免決定がなされないまま使用させ、使用料を免除していた。

3 ふるさと夏祭り事業補助金について

七山地域の伝統芸能の継承や世代間交流による地域振興を図ることを目的とし、七山夏まつり実行委員会に対し、ふるさと夏まつり事業補助金が800,000円支出されており、その実施報告書に添付された決算書の内訳には、警備費として消防警備謝礼8,000円、会場運営費として準備用車借上げ等謝礼8,000円、また、催事費として司会者謝礼30,000円、盆踊り指導謝礼8,000円及び太鼓演奏謝礼8,000円が記載されている。しかしながら、これらの支出については、当該実行委員会の会計担当者名による支払証明書が作成されているだけで、支出の相手方からの領収証を徴していなかった。

このような会計責任者による支払証明は、やむを得ず領収証を徴し得なかった場合に作成される例外的な処理であり、実施報告書の審査においては、適正な領収証が確認できなければ、適正な支出であるか否かの確認できず、補助金の交付事務も行うことができないことは言うまでもない。

補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないよう適正な事務処理をされたい。

未来創生部 共通

1 文書処理について

未来創生部の文書処理において、不適切な処理が見受けられたので、関係規定に沿った適切な事務処理をされたい。

なお、文書処理に係る指摘の件数は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 移住・定住促進課、出会い応援室 | 4 件 |
| (2) 男女参画・女性活躍推進課 | 3 件 |
| (3) 国際交流・地域づくり課、離島振興室 | 9 件 |
| (4) 文化振興課 | 8 件 |
| (5) スポーツ振興課 | 9 件 |
| (6) 浜玉市民センター産業・教育課 | 5 件 |
| (7) 巍木市民センター産業・教育課 | 3 件 |
| (8) 相知市民センター産業・教育課 | 2 件 |
| (9) 北波多市民センター産業・教育課 | 2 件 |
| (10) 肥前市民センター産業・教育課 | 5 件 |
| (11) 鎮西市民センター産業・教育課 | 2 件 |
| (12) 呼子市民センター産業・教育課 | 5 件 |
| (13) 七山市民センター産業・教育課 | 3 件 |